

保護樹林の支援策拡充について

区では、みどりの基本計画に基づき、民有地のみどりの保全・継承を図るため、保護樹木、保護樹林及び保護生けがきの指定制度の見直しを進めています。

このたび、保護樹木等の維持管理費用が負担となっていることなどを踏まえ、保護指定制度の見直しにおける経済的支援の取組の中で、先行して保護樹林の維持管理に伴って発生する剪定枝の運搬・処分費用に対する補助を開始するので、以下のとおり報告します。

1 補助制度の概要

項目	内容
対象者	保護樹林所有者 91 件
対象経費	保護樹林の維持管理に伴い発生した剪定枝の運搬・処分費用
補助条件	再資源化する施設に剪定枝を持ち込む場合
補助率（補助上限額）	10／10（上限 5 万円）

2 期待される効果

保護樹林所有者の維持管理に係る剪定枝の運搬・処分費用の負担を軽減し、樹林の保全及び倒木や越境枝等のリスク低減につなげる。また、剪定枝の再資源化を促進することで、みどりのリサイクルを推進する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月 保護樹林所有者へ制度案内発送
補助制度運用開始